

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び鳥取市認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第68号

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
及び鳥取市認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年鳥取市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2職員の配置の項第5項中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある母子生活支援施設にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。第8項第2号において同じ。)」を加え、同表職員の配置の項第6項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第2職員の配置の項第8項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第2設備の項第1項中「乳幼児」を「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」に改める。

別表第2サービスの提供の項第10項中「利用者に対し」を「施設の長は、利用者に対し」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「施設の長が」を、「掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。以下同じ。）（以下「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 乳幼児に対する健康診査 入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

別表第3サービスの提供の項第11項中「児童に対し」を「施設の長は、児童に対し」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、施設の長が次の各号に掲げる健康診断等の結果を把握した場合であって、当該健康診断等がそれぞれ各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該各号に定める健康診断の全部又は一部を行わぬことができる。

別表第3サービスの提供の項第11項に次の各号を加える。

(1) 児童相談所等における入所前の健康診断又は他の保育所等における転入前の健康診断 入所時の健康診断

(2) 乳幼児に対する健康診査 入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(鳥取市認定こども園に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取市認定こども園に関する条例施行規則(平成30年鳥取市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1職員配置の項第2項中「保育士」の次に「(児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある認定こども園にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則別表第2職員の配置の項第6項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定及び同表職員の配置の項第8項中第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定は、令和8年3月1日から施行する。